資料　2

施設整備マニュアル改訂（案）

資料2-1）１.概要編～2.設計編（案）

資料2-2）コラム見直し（案）

資料2-3）3.技術的資料見直し及び巻末構成（案）

資料 2-1

1.概要編～2.設計編（案）

福岡市福祉のまちづくり条例

施設整備マニュアル

改訂版
2014

福岡市

1.概要編

(案)

1－1. 福岡市における福祉のまちづくりの取組み

(1) 福祉のまちづくりの取組み経緯

福岡市では，平成10年に「福岡市福祉のまちづくり条例」を施行し，平成25年には「福岡市バリアフリー基本計画」を策定して，高齢者や障がいのある人をはじめすべての人が，様々な社会活動に参加できるよう，また都市的施設を安全かつ快適に利用することができるようにするためのバリアフリー化など福祉のまちづくりを推進しています。

〔福祉の環境づくり〕

福岡市では，昭和54年に「建築物に関する福祉環境整備推進指針」を策定し，建築物のバリアフリー整備の取り組みをはじめました。また，昭和57年に「福岡市障害者福祉長期行動計画」，昭和63年に「福岡市高齢化社会対策長期指針」を策定し，高齢者や障がいのある人などに配慮した生活環境の整備あるいは暮らしやすいまちづくりを基本的な政策の方向として位置づけました。

その中で，総合的かつ統一的なバリアフリーの整備方針の展開を考えていくことが求められたことから，平成4年に「『福岡型福祉社会』のための環境づくり指針」を策定し，建築物の他，公共交通機関，道路，公園における福祉の環境づくりを進め，特に建築物を新築等する際の事前協議を通じて，バリアフリー整備の理念の普及や民間事業者の理解による整備の促進など一定の成果を上げました。

〔福祉のまちづくり条例 制定〕

急速な少子高齢化の進行やノーマライゼーションの広がりなど社会情勢の変化を受け，またバリアフリー整備の要請の高まりに対応すべく，福祉のまちづくりの新たな展開が必要となりました。

このため，平成10年4月に「福岡市福祉のまちづくり条例」（以下，「条例」という。）を施行し，高齢者や障がいのある人をはじめとする，すべての市民が一人の人間として尊重され，地域社会において相互に支え合い，様々な社会活動に参加することができる福祉のまちづくりを推進することとしました。

翌11年4月には，「福岡市福祉のまちづくり条例施行規則」（以下，「施行規則」という。）を施行し，不特定かつ多数の人が利用する建築物や交通機関の施設，道路，公園などの対象施設を，高齢者や障がいのある人などが安全かつ円滑に利用できるようにするための整備に関する基準などを定め，対象施設や新設等における基準適合義務などを規定した条例と一体となって施設のバリアフリー化を進めてきました。

また，施行規則と同時に，整備基準等をわかりやすく解説した『施設整備マニュアル』を策定し，施設管理者，設計者，事業者などが施設を整備する上で必要となる配慮事項や参考事例などを盛り込み，時代の変化などに対応して改訂を行ってきました。

〔バリアフリー基本計画 策定〕

平成18年に「高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下，「バリアフリー法」という。）が制定され，平成23年3月には「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が告示されて，より高い水準の新たなバリアフリー化の目標が設定されたことから，福岡市においても，平成25年4月に「福岡市バリアフリー基本計画」（以下，「基本計画」という。）を策定し，ユニバーサルデザインの理念によるまちづくりを推進していくための取組みの方向性を明らかにして，バリアフリー化を計画的に推進していくこととしました。

〔施設整備マニュアル 改訂〕

平成20年に『施設整備マニュアル』を改訂して以降，基本計画の策定や移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省監修など）が改訂等されたことから，今回，『施設整備マニュアル』を改訂しました。

改訂にあたっては，整備に携わる施設管理者や設計者，事業者らがバリアフリーへの理解を深める一助となるよう，利用当事者に，施設を利用する際に困っていることや改善してほしい点などを中心にアンケート調査を行い，その結果を反映させるなどして整備基準の考え方や配慮事項などの内容を充実させました。

なお，本施設整備マニュアル改訂（施行規則一部改正を含む）の内容については，平成27年4月1日以降に届出された特定施設新設等協議書及び同通知書から適用します。

本市の福祉のまちづくりの取り組み経緯

時期	主な制度及び事業	所管局
昭和54年4月	「建築物に関する福祉環境整備推進指針」及び「実施要領」を策定	建築局
昭和57年4月	「福岡市障害者福祉長期行動計画」を策定 国際障害者年の理念にそって, 推進期間10年の本市の障害者福祉諸施策の行動計画を示した。	民生局
昭和59年4月	「建築物に関する福祉環境整備指針」を改正	建築局
昭和62年4月	「福岡市障害者福祉長期行動計画後期計画」を策定 上記「長期計画」の見直しを行ったもので, 昭和62年～66年度における 本市の障害者福祉諸施策の基本的方向と目標を示した。	総務局・ 民生局
昭和63年12月	「福岡市高齢化社会対策長期指針」を策定 福祉環境整備指針の策定が位置づけられた。	民生局
平成2年3月	「福岡市高齢者住宅設計指針」を策定 高齢化社会に向けた住まいづくりの目標及び住宅の安全性, 自立性, 快適性, 利便性についてまとめた。	建築局
平成2年9月	福岡市市民福祉サービス公社を設置 市民参加によるホームヘルプサービス事業を開始した。(平成3年1月)	民生局
平成4年3月	『「福岡型福祉社会」のための環境づくり指針』を策定 公共的建築物に加えて, 道路, 公園, 公共交通機関を対象とした。	都市整備局
平成5年3月	「福岡市福祉総合計画」を策定 第6次福岡市基本計画の福祉分野における具体的な計画を示した。	民生局
平成6年2月	「福岡市高齢者保健福祉計画」を策定 増大, 多様化する保健・医療・福祉ニーズに対応するため, 高齢者保健 サービスの目標量を明らかにし, 保健・医療・福祉の連携を図った。	民生局・ 衛生局
平成7年6月	建築物に関する事前協議事務について, 指針とハートビル法を併せて 運用を開始	建築局
平成8年11月	福岡市社会福祉審議会に「福祉のまちづくりを推進するための 基本的条例のあり方」について諮問(平成9年12月答申)	民生局
平成10年4月	「福岡市福祉のまちづくり条例」を施行(施設整備に関する部分を除く)	保健福祉局
平成11年4月	「福岡市福祉のまちづくり条例施行規則」を施行及び条例の完全施行	保健福祉局
平成16年4月	「福岡市福祉のまちづくり条例施行規則」を改正施行	保健福祉局
平成21年4月	「福岡市福祉のまちづくり条例施行規則」を改正施行	保健福祉局
平成25年4月	「福岡市公園条例」を改正施行(公園の移動等円滑化の基準を追加)	住宅都市局
	「福岡市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例」を施行	道路下水道局
平成25年4月	福岡市バリアフリー基本計画　策定	保健福祉局
平成27年4月	「福岡市福祉のまちづくり条例施行規則」を改正施行	保健福祉局

(2)これまでの取り組み実績

福岡市では平成11年から施行規則に基づいて施設を新設，改修する際には，事前協議を行っており，整備基準に適合した施設のストック数は着実に増加しています。また，地下鉄七隈線に代表されるような先進的な整備事例，利用者に配慮して自主的に整備基準を上回る整備を行う取組みも見られるなど，福祉のまちづくりの理念や目的は事業者や市民に浸透しつつあります。

①建築物

整備基準適合証の交付件数（累計）

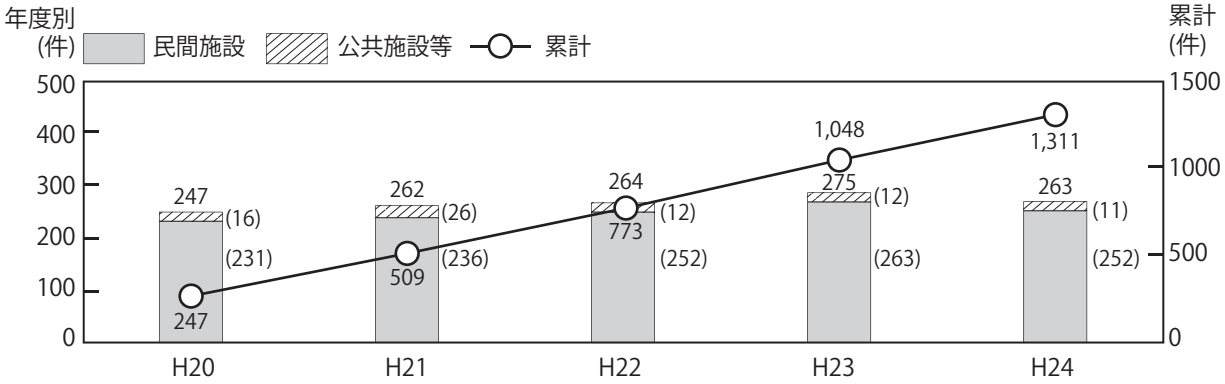

〔公共施設〕

視覚障がい者誘導用ブロックの連続敷設

福岡市西部地域交流センター（さいとぴあ）

整備基準を上回る整備内容

中央区高宮公民館

既存施設における対応

福岡市では，施設利用者からの声を受け，本庁舎1階のトイレ前まで視覚障がい者誘導用ブロックを設置するとともに，音声案内装置を取り付けました。

〔民間施設〕

音声案内付触知図，みんなのトイレ

福岡銀行

分かりやすい案内サインの設置

西鉄福岡（天神）駅

②地下鉄七隈線について

地下鉄七隈線の駅施設は，車いす使用者だけでなく，ケガをしている人，荷物を持つ人，子どもを連れている人，妊婦など誰でも移動しやすく使いやすい空間を実現しました。

平成24年度に実施した「七隈線利用者へのユニバーサルデザイン満足度アンケート調査結果」では、駅全体の使いやすさについて，満足，やや満足の評価が9割を超えていました。

設備毎の満足度においても，改札の通りやすさや案内表示サインなどのわかりやすさが約9割，駅シンボルマークのわかりやすさやアナウンスの聞き取りやすさが8割を超えるなど，総じて高い評価となっています。

平成24年度七隈線利用者へのユニバーサルデザイン満足度アンケート結果（抜粋）

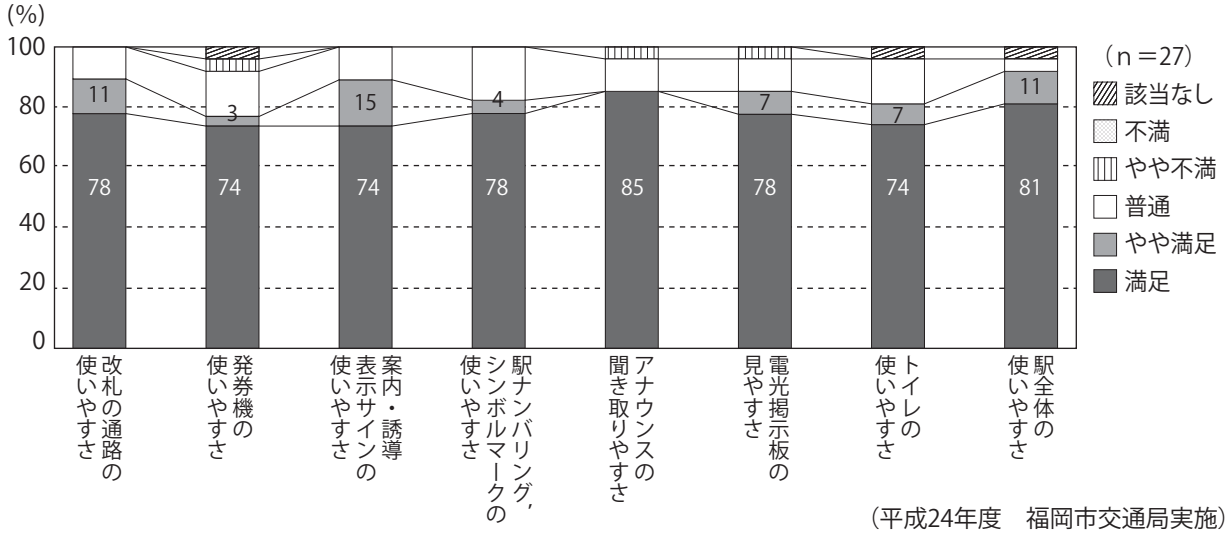

（平成24年度　福岡市交通局実施）

ホームとエレベーター

コンコースの利用しやすい位置にホーム行きエレベーターを設置しています。
ホーム階では，エレベーターの直前に車いす対応車両が停車し，車いす使用者等の移動を短縮しています。

みんなのトイレ

全駅にみんなのトイレ（多機能トイレ）を設置しています。

券売機

券売機は車いす使用者でも使いやすいつくりにしています。また，すべての券売機の下に蹴込みを設置しています

(3)バリアフリーのまちづくりの推進方策（福岡市バリアフリー基本計画より）

福岡市では，平成25年4月に「福岡市バリアフリー基本計画」を策定し，“誰もが思いやりを持ち，すべての人にやさしいまちづくり”を基本理念に掲げ，以下の3つの柱からなる施策を位置づけて，ユニバーサルデザインの理念に基づくバリアフリーのまちづくりを計画的に推進していくこととしました。

①バリアフリー推進の概要

「ハード面のバリアフリー化」

規則に基づく施設のバリアフリー化に加え，重点整備地区内の旅客施設や建築物等の重点的かつ一体的なバリアフリー化，安全で切れ目のない連続性のある生活関連経路の整備等を進めています。

「ソフト面のバリアフリー化」

福祉マインドの醸成，バリアフリー化促進を担う人材の育成，市民参加の仕組みづくり等を進めています。

「バリアフリー化の支援と進行管理」

公的助成などインセンティブによるバリアフリー化の推進，利用者と施設設置管理者とが共働でバリアフリー化を図っていく仕組みづくり等を進めています。

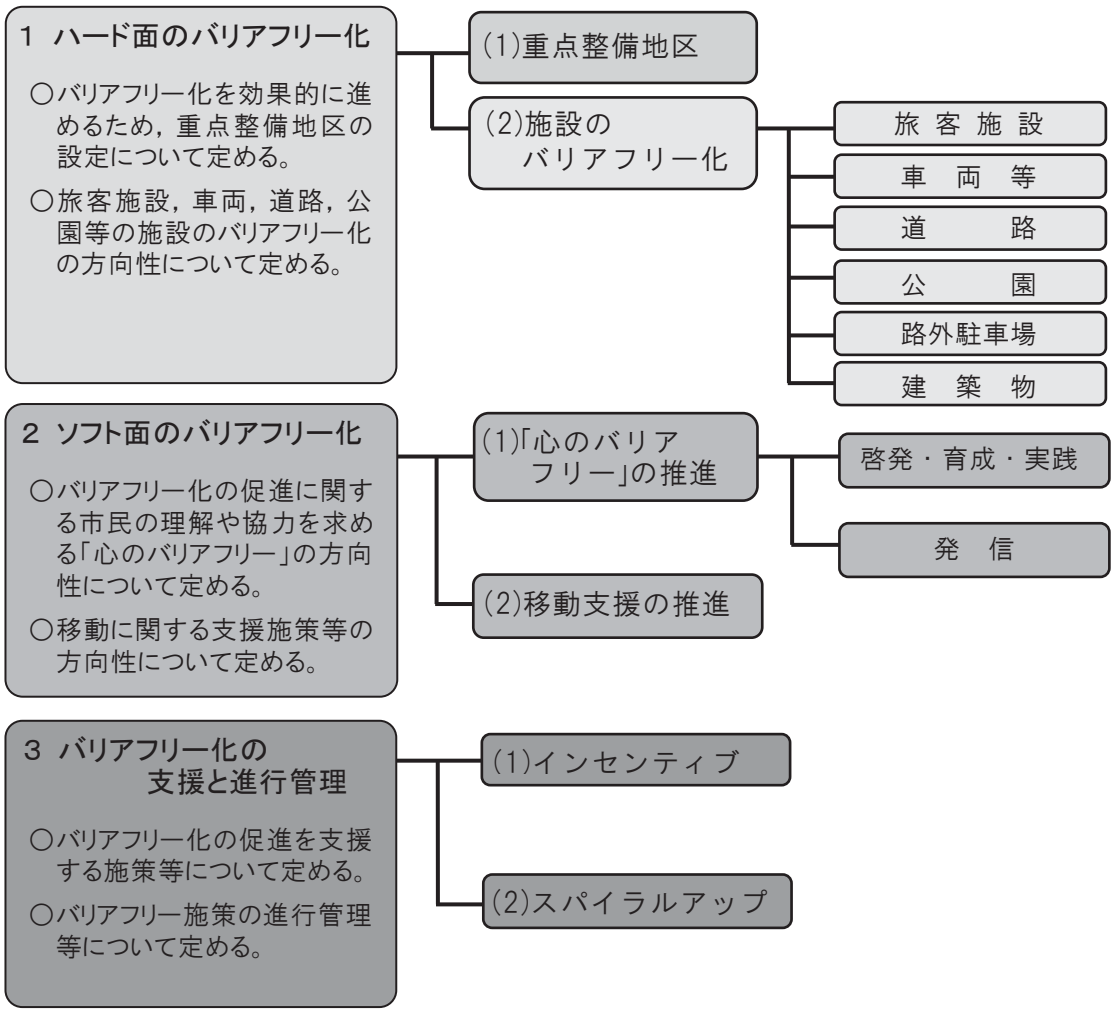

②重点整備地区について ……一体的なバリアフリー経路の推進

バリアフリー化を効果的に進めていくために，生活関連施設が集積し，その間の移動が通常徒歩で行われる地区を重点整備地区として定めることにより，生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めていくこととしています。

■重点整備地区

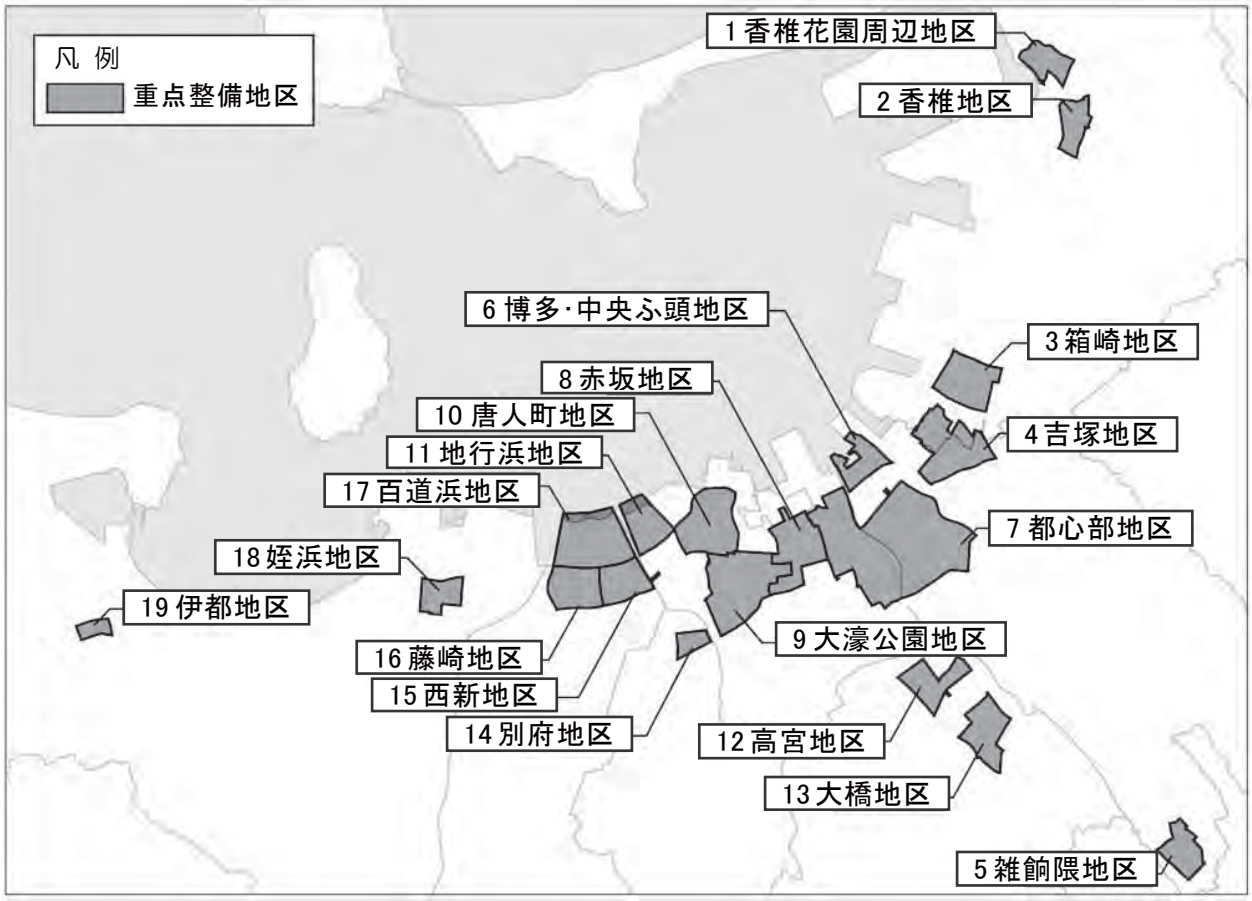

重点整備地区の設定要件は，設定にかかる国の基本方針等を踏まえるとともに，高齢者や障がいのある人などの実際の利用状況やニーズ等，本市の実態も勘案して，１日当たりの平均的な利用者数が５千人以上の旅客施設又は高齢者や障がい者がよく利用する生活関連施設が徒歩圏内（概ね１ｋｍ）に３つ以上集積している地区としています。

③生活関連経路について ……地区内ネットワークのバリアフリー化

生活関連経路は，生活関連施設相互を結ぶ道路等を基本とし，施設利用者の視点から，施設を訪れる人がよく利用する経路を中心に設定しています。

なお，既にバリアフリー化されている経路であっても，生活関連施設と一体的なバリアフリー化を図るうえで必要と考えられる場合や，当面バリアフリー化のための事業見込みがない場合であっても，長期的展望を示すうえで必要な範囲で位置づけています。

④重点整備地区における取り組みの進め方 ……市民との連携・協働による推進

ア 必要に応じて，高齢者や障がいのある人などの利用者や施設設置管理者等の参加によるまち歩きを行い，施設毎のバリアフリー化推進の方向性も踏まえて，重点整備地区内の整備内容等を検討していきます。

イ 取り組みにあたっては，「安全で切れ目のない誘導」「ノンステップバス導入路線を中心としたバス停の利用環境改善」「施設相互の整備スケジュール調整による効率的なバリアフリー整備」などに留意し，資金面や空間的・物理的な制約等も踏まえ，可能な限りバリアフリー化に努めます。

ウ まち歩きを実施する中で，官民連携や施設相互の整備スケジュール調整のあり方，多様な利用者の声を施設設置管理者に伝える等の仕組みについての課題等を整理し，福岡市バリアフリー推進協議会の場も活用しながら，連携・共働の推進手法を検討していくこととします。

重点整備地区における円滑な移動経路のイメージ

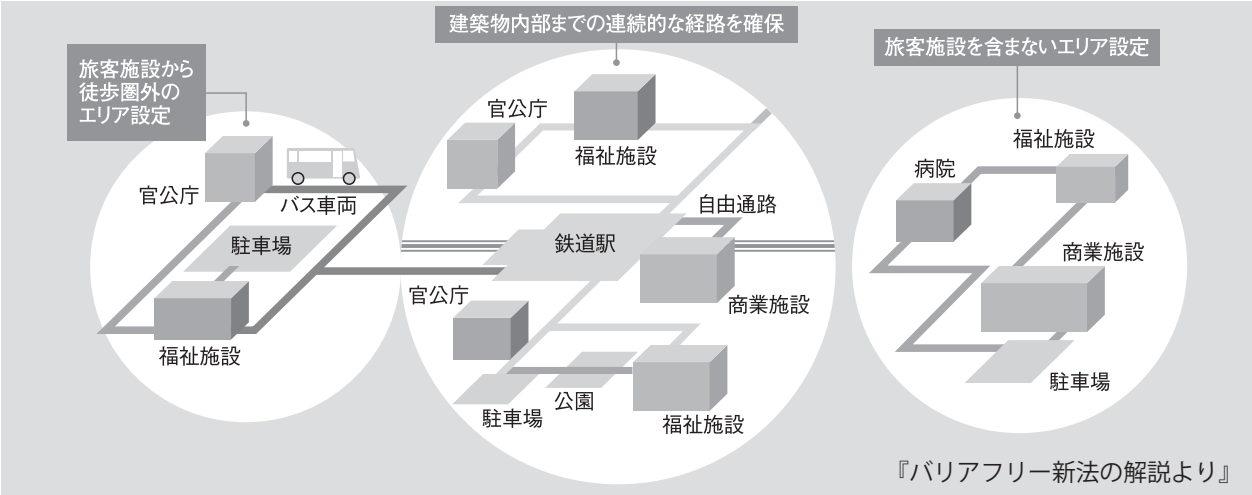

『バリアフリー新法の解説より』

〔バリアフリー歩行空間ネットワークの形成〕

バリアフリー化された歩行空間ネットワークは，不連続では意味がなさず，施設から施設をつなぎその連続性を確保してはじめて，高齢者，障がい者等の円滑な移動が可能となるため，どの道路を整備するかという議論を行う前提には，その連続性を確保するために必要な区間の整備という観点が含まれるべきである。

〔バリアフリー歩行空間ネットワークの実現〕

バリアフリー化の整備効果をより早く有効的に発現させるために，移動等円滑化のための事業を重点的かつ各事業の整合性を確保して実施し，バリアフリー歩行空間ネットワークを形成することを実現することが重要である。そのため，実現可能性や集中的・効果的な事業実施の可能性等の観点から判断して，有効かつ適切であると認められる箇所から整備を推進することが必要である。

『道路の移動等円滑化整備ガイドラインより』

コラム

都心部のまちづくり（回遊性向上）

●福岡型のコンパクトな都市

「第9次福岡市基本計画（平成24年12月策定）」では，福岡市の成長のエンジンである都心部を中心に，東部・南部・西部の広域拠点，地域拠点などに拠点の特性に応じて多様な都市機能が集約集積し，市民活動の場が提供され，交通基盤のネットワークにより移動の円滑性が確保された「福岡型のコンパクトな都市」の実現をめざすこととしています。

■福岡市における「コンパクト」な都市の概念

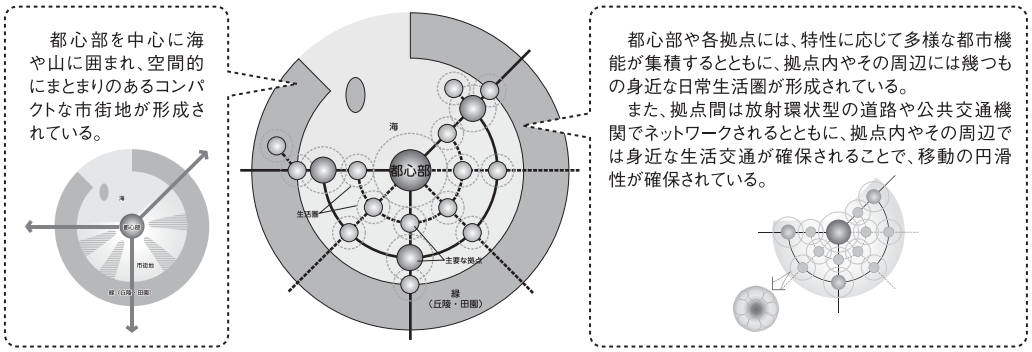

●都市の活力をけん引する都心部の機能強化

「福岡市都市計画マスタープラン（平成26年5月策定）」では，基本方向のひとつとして「都市の活力を牽引する都心部の機能強化」を掲げ，天神，博多駅，博多ふ頭・中央ふ頭を中心とするエリアにおいて，都心部の機能強化や質の高い空間づくりに努めるとともに，都心部の活力を支える交通環境の改善や回遊性の向上を図ります。

■都心部の将来の都市構造

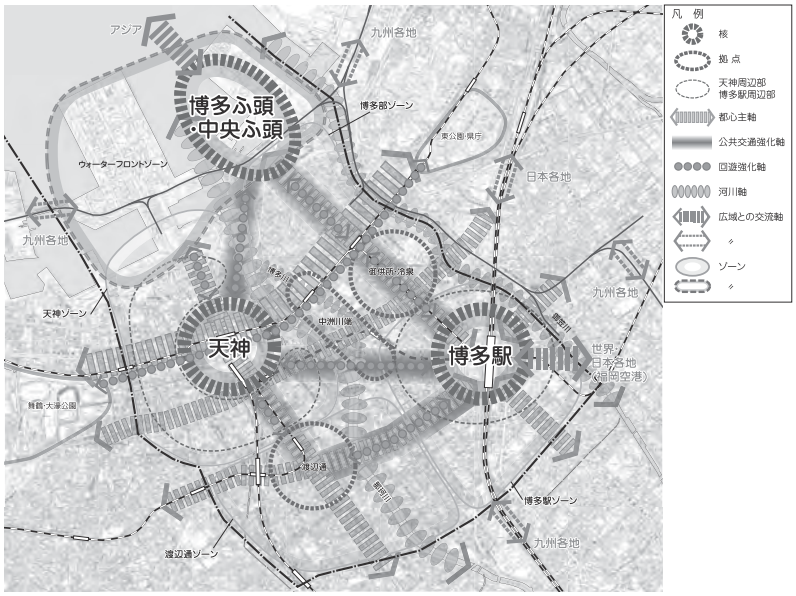

▲天神

▲博多駅

▲博多ふ頭・中央ふ頭

1－2.　福祉のまちづくり条例の概要

福岡市では,「優しさに満ちた健やかでやすらぎのある福祉社会の実現」をめざして, 福祉のまちづくりを進めるための基本理念や市民, 事業者及び市それぞれの責務, 多数の人が利用する施設のバリアフリー整備に関する基本的な事項などを定めた「福岡市福祉のまちづくり条例」を平成10年4月に施行しました。

条例の体系

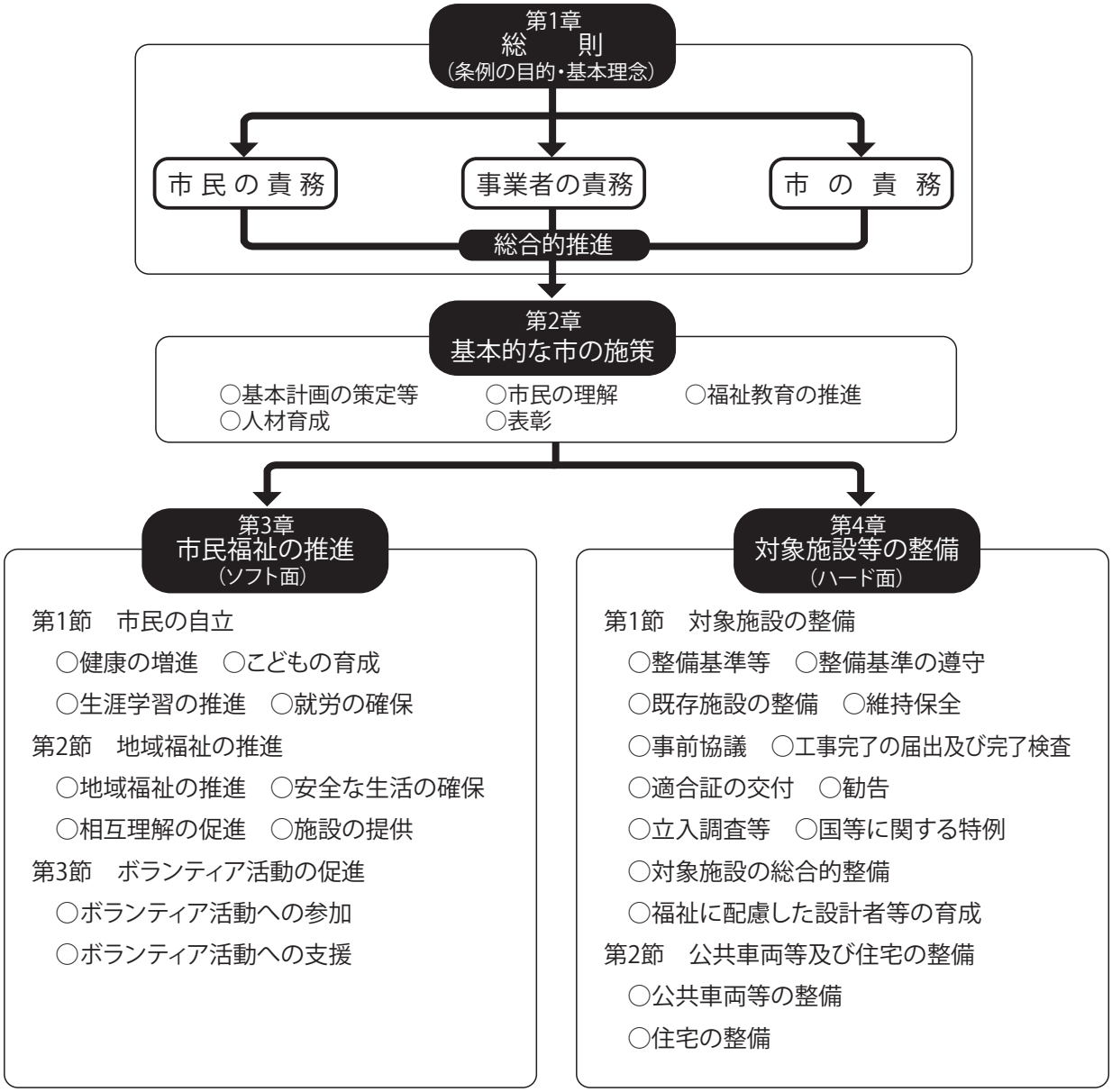

また,「福岡市福祉のまちづくり条例」の施行に関し, バリアフリー整備に関する対象施設や整備基準, 事前協議手続きなどの必要な事項を定めた「福岡市福祉のまちづくり条例施行規則」を平成11年4月に施行しました。

1－3. バリアフリー整備の対象と基準の適合

(1) 対象施設（条例第3条, 施行規則第2条〈別表第1〉）

対象施設とは, 病院, 劇場, 集会場, 展示場, 物品販売業を営む店舗, 飲食店, 共同住宅等の建築物, 交通機関の施設, 道路, 公園, 路外駐車場, 開発行為に係る施設といった多数の人の利用に供する部分を有する施設で, 次ページ「対象施設一覧表」の対象施設の欄に掲げる施設をいいます。

対象施設は, 新設又は改修する際に整備基準に適合させなければなりません。

(2) 特定施設（条例第29条, 施行規則第6条〈別表第1〉）

特定施設とは, 対象施設のうち次ページ「対象施設一覧表」の特定施設の欄に掲げる施設をいいます。

特定施設は, 新設又は改修する際に事前に福岡市と協議しなければなりません。

対象施設のほとんどは特定施設ですが, ①建築物のうち事務所・工場・共同住宅等では当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上のもの, ②開発行為に係る施設では住宅開発団地で開発区域の面積が5ha以上のものが特定施設となります。

(3) 整備基準の遵守（条例第26条）

ア:対象施設の新設又は改修（対象施設が建築物である場合にあっては, 増築, 改築, 大規模の修繕・模様替, 用途の変更を含む。以下同じ。）を行おうとする人は, 新設又は改修後の対象施設を整備基準に適合させなければなりません。

イ:上記アの規定は, 以下に該当する場合で市長が認めた場合は適用を除外することができます。

①新設若しくは改修後の対象施設が整備基準に適合している場合と同等以上に高齢者, 障がい者等が安全かつ円滑に利用できる

②対象施設の規模, 構造, 利用の目的若しくは対象施設の敷地若しくはその周辺の土地の形状その他の事情により当該対象施設を整備基準に適合させることが著しく困難である

(4)既存施設の整備（条例第27条）

既存の対象施設を所有し, または管理する人は対象施設を整備基準に適合させるよう努めなければなりません。

(5)維持保全（条例第28条）

対象施設を所有し, または管理する人は整備基準に適合させた対象施設を引き続き適合した状態に維持, 保全するよう努めなければなりません。

対象施設一覧表

1　建築物

区　　分	対　象　施　設	特　定　施　設
1　医療施設	病院，診療所，はりきゅう院その他これらに類するもの	すべての施設
類似施設	助産所，整骨院等の施術所など	
2　興行施設	劇場，観覧場，映画館又は演芸場	すべての施設
類似施設	遊園地・動植物園内の施設など	
3　集会施設	集会場，公会堂，公民館，斎場，結婚式場その他これらに類するもの	すべての施設
類似施設	老人憩いの家，教会，宗教法人の集会所，地域集会所など	
4　展示場	展示場	すべての施設
5　物品販売施設	百貨店，マーケットその他の物品販売業を営む店舗	すべての施設
類似施設	コンビニエンスストア，日用品・食料品販売、調剤薬局等の各種商店，車等のショールーム，ペットショップなど（住宅展示場や専門業者への卸売店舗は対象外）	
6　宿泊施設	ホテル又は旅館	すべての施設
7　社会福祉施設	老人福祉センター，児童厚生施設，身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの	すべての施設
類似施設	老人デイサービスセンター，ケアハウス，特別養護老人ホーム，高齢者グループホーム等，授産施設など	
8　スポーツ遊技施設	体育館，水泳場，ボーリング場，遊技場，パチンコ屋，ゲームセンター，カラオケボックス（飲食の提供のないもの）その他これらに類するもの	すべての施設
類似施設	麻雀屋，スポーツ練習場，フィットネスクラブなど（会員制のものを含む）	
9　教育文化施設	博物館，美術館，図書館又は研修所	すべての施設
類似施設	資料館など	
10 公衆浴場	公衆浴場，岩盤浴	すべての施設
11 飲食施設	飲食店，レストラン，喫茶店，スナックその他これらに類するもの	すべての施設
類似施設	ドライブイン,インターネットカフェ,カラオケボックス（飲食の提供があるもの）など	
12 金融機関等の施設	銀行，信用金庫その他の金融機関等の店舗	すべての施設
類似施設	郵便局，農協，証券会社など	
13 サービス施設	理髪店，美容院，クリーニング取次店，質屋，貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	すべての施設
類似施設	旅行代理店，塾，不動産業の事務所（モデルルームの商談スペース），ATMのみの店舗，コインランドリー，無認可託児所，交番，動物病院，マッサージ店など	
14 交通機関の施設	鉄道の駅，バスターミナル，港湾旅客施設又は空港旅客施設のうち，2の表に定める部分以外の部分	すべての施設
15 自動車車庫	一般公共の用に供される自動車車庫	すべての施設
16 公衆便所	公衆便所，4の表に定める部分以外の部分	すべての施設
17 公益事業施設	電気事業，電気通信事業，ガス事業等を営む営業所及び事務所	すべての施設

18 官公庁舎	市役所，区役所，保健所，税務署等の官公庁舎	すべての施設
19 学校等施設	保育所，幼稚園，小学校，中学校，高等学校，大学，専修学校，高等専門学校，各種学校，自動車教習所その他これらに類するもの	すべての施設
20 事務所	事務所（前各項に掲げるものを除く。）	当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の施設
21 工　場	工場	当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の施設
22 共同住宅等	共同住宅又は寄宿舎	当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の施設
類 似 施 設	資料館など	
23 地下街等	地下街又は公共用歩廊	すべての施設
24 複合施設	1の項から22の項までに掲げるものの2以上の異なる用途に供する建築物	それぞれの用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の施設
	＊1～19の用途を含む複合施設は，用途面積の合計が2,000㎡未満であっても，全ての施設において協議が必要です。	

2　交通機関の施設

区　分	対　象　施　設	特　定　施　設
交通機関の施設	鉄道の駅，バスターミナル，港湾旅客施設又は空港旅客施設のうち，専ら旅客の移動等の用に供される部分	すべての施設

3　道路

区　分	対　象　施　設	特　定　施　設
道　路	(1) 道路法第2条第1項に規定する道路（自動車のみの一般交通の用に供するものを除く。） (2) 港湾法第2条第5項に規定する臨港交通施設の道路及び橋りょう	すべての施設

4　公園

区　分	対　象　施　設	特　定　施　設
公　園	(1) 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園 (2) 港湾法第2条第5項に規定する港湾環境整備施設の緑地及び広場	すべての施設

5　路外駐車場

区　分	対　象　施　設	特　定　施　設
路 外 駐 車 場	駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場のうち同法第12条の規定による届出をしなければならないものの建築物以外の部分	すべての施設

6　開発行為に係る施設

区　分	対　象　施　設	特　定　施　設
1 土　地	1の表に定める特定施設の建築の用に供する目的で都市計画法第29条の規定による許可を受けて開発される土地	すべての施設
2 住宅開発団地	都市計画法第29条の規定による許可を受けて開発される住宅団地	開発区域の面積が5ha以上の施設

1－4. 整備基準等

(1) 整備基準（条例第25条第1項, 施行規則別表第2）

整備基準とは, すべての人が自らの意思で自由に行動し, 積極的に社会参加できるような施設整備を促進するため, 高齢者, 障がい者等（妊産婦その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける人を含む）が, 対象施設を利用する際に安全かつ円滑に利用できるよう, その公共的利用部分の構造及び設備に関して, 障壁となるものを設けず, 使いやすいものとするために, 新設, 改修する際に適合する必要がある具体的な基準です。

(2) 誘導基準（条例第25条第2項, 施行規則別表第3）

誘導基準とは, 高齢者, 障がい者等の利用を可能とするための必要最小限の基準として定められた整備基準のみでは, 整備の水準が低位に固定されるおそれがあることから, 整備基準よりも高度に対象施設を利用できるよう, 社会全体で実現を目指すべき基準として定めたものです。

※建築物の誘導基準は, バリアフリー法（高齢者, 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の認定建築物の要件とほぼ同一であるため, バリアフリー法の認定を受ければ用途規模により, 容積率の算定の特例, 認定建築物である旨の表示, 税制上の特例措置があります。

(3) 整備箇所

基準を適用する整備箇所は, 対象施設のうち不特定かつ多数の人又は主として高齢者, 障がいのある人等が利用する公共的利用部分です。

1－5. 特定施設の手続き等

(1)事前協議（条例第29条, 施行規則第7条, 第8条）

特定施設の新設又は改修を行おうとする人（以下「特定整備主」という。）は, 特定施設及びその工事の内容について, 事前に福岡市と協議をする必要があります。

ア:事前協議は, 以下の書類について, 正本, 副本を「イ提出期限」に定める日までに〇ページの窓口に提出してください。

①特定施設新設等事前協議書　…　様式1号（3.資料編P369参照）

②特定施設整備項目表（整備チェックシート）…（3.資料編P383参照）

③特定施設の区分に応じた図書　…（3.資料編〈別表第4〉P366参照）

イ:提出期限

①建築確認申請を要する特定施設　…　確認申請予定日の14日前の日

②開発許可申請を要する特定施設　…　開発許可申請をする日

③その他の特定施設　…　工事着手予定日の30日前の日

(2) 工事完了の届出及び完了検査（条例第30条，施行規則第9条）

工事が完了したときは，その旨を届け出て，検査を受ける必要があります。

ア:工事完了後，速やかに「特定施設工事完了届出書」(様式3号（3.資料編P373参照）)に，事前協議の対象となった部分の写真を添付して窓口へ提出してください。

イ:整備基準への適合状況を確認するため，完了検査を行います。

(3) 内容の変更（条例第29条，施行規則第7条）

事前に協議した内容を変更しようとするときは，事前協議と同様の手続きが必要です。

ア:変更の事前協議は，以下の書類について，正本，副本を「イ提出期限」に定める日までに〇ページの窓口へ提出してください。

①特定施設変更事前協議書　…　様式2号（3.資料編P371参照）

②特定施設整備項目表（整備チェックシート）…（3.資料編P383参照）

③当該変更に係る図書　　…（3.資料編〈別表第4〉P366参照）

イ:提出期限は，（1）事前協議と同じ

ウ:次のような軽微な変更については，事前協議の必要はありません。

①整備基準に適合している公共的利用部分の変更のうち，当該公共的利用部分に関する整備基準に抵触しない変更

②整備基準に係らない部分の変更

③当該用途に供する部分の床面積の合計の変更のうち，整備基準の適用の変更を生じない変更

④新設又は改修の工事の着手予定日の変更及び完了予定日の3月以内の変更

(4) 手続きの流れ

特定整備主が特定施設を新設又は改修する場合には，下図のような流れに従って，事前協議や完了検査の手続きが必要です。特定整備主が国等の場合は，事前協議に代えて通知となります。

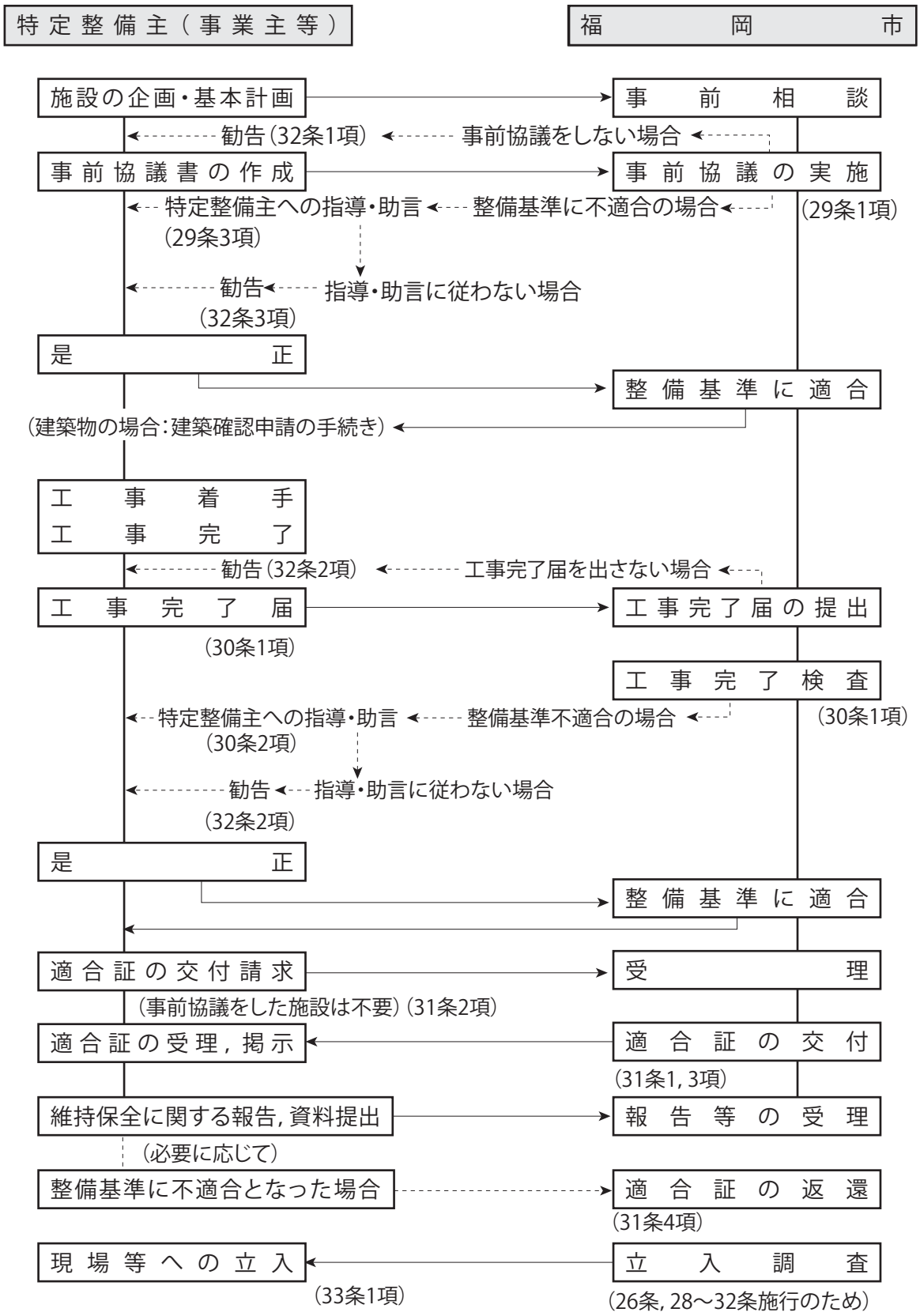

※建築物の手続については，P 30を参照

(5) 事前相談, 事前協議の窓口

設計者等は特定整備主が計画している施設が, 福祉のまちづくり条例第29条の特定施設になるか, また, 整備基準のどの項目に適合させなければならないかなど, 必要に応じて事前にご相談ください。

事前相談及び事前協議を担当する窓口は, 対象施設の種類に応じて次のとおりとなっています。

対象施設の種類		窓口	電話	ＦＡＸ	e-mailアドレス
建築物		住宅都市局 建築審査課	092-711-4774	092-733-5584	shinsa.HUPB@city.fukuoka.lg.jp
交通機関の施設		保健福祉局 政策推進課	092-733-5344	092-733-5587	seisaku.PHWB@city.fukuoka.lg.jp
道路	道路(開発行為関連, 土地区画整理事業)	道路下水道局 計画調整課	092-711-4519	092-733-5533	keikaku.RWB@city.fukuoka.lg.jp
	道路（自費工事，占用工事，付帯工事，市等の事業他）	各区・維持管理課（西区は管理調整課）	東区 092-645-1056	092-632-8999	ijikanri.HIWO@city.fukuoka.lg.jp
			博多区 092-419-1061	092-441-5603	ijikanri.HAWO@city.fukuoka.lg.jp
			中央区 092-718-1082	092-718-1079	ijikanri.CWO@city.fukuoka.lg.jp
			南区 092-559-5094	092-559-5096	ijikanri.MWO@city.fukuoka.lg.jp
			城南区 092-833-4077	092-822-4095	ijikanri.JWO@city.fukuoka.lg.jp
			早良区 092-833-4336	092-841-6687	ijikanri.SWO@city.fukuoka.lg.jp
			西区 092-895-7042	092-882-6135	kanri.NWO@city.fukuoka.lg.jp
	道路（港湾法による道路）	港湾局維持課	092-282-7143	092-282-7776	iji.PHB@city.fukuoka.lg.jp
公園	公園（都市公園）	住宅都市局 みどり整備課	092-711-4410	092-733-5590	midoriseibi.HUPB@city.fukuoka.lg.jp
	公園（港湾法による緑地，広場）	港湾局維持課	092-282-7143	092-282-7776	iji.PHB@city.fukuoka.lg.jp
路外駐車場		道路下水道局 自転車課	092-711-4443	092-733-5864	bicycle.RWB@city.fukuoka.lg.jp
開発行為に係る施設		住宅都市局 開発・建築調整課	092-711-4581	092-733-5584	kaihatsu-kenchiku.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

※担当する窓口が不明な場合は, 下記にお尋ねください。

窓口	電話	ＦＡＸ	e-mailアドレス
保健福祉局　政策推進課	092-733-5344	092-733-5587	seisaku.PHWB@city.fukuoka.lg.jp

(6) 適合証の交付

市長は，特定整備主が事前協議により新設・改修を行った特定施設が，検査により整備基準に適合していると認めるときは，適合証の交付を行います。

また，既存施設の改修など事前協議が不要な対象施設の所有者等が，対象施設を整備基準に適合させたときは，別に定める関係図書等を添えて，適合証の交付を請求することができます。この場合，市長は整備基準に適合していると認めるときは，適合証の交付を行います。

なお、適合証の交付を受けた特定整備主は、特定施設や対象施設の出入口付近など利用者や市民から見えやすい場所に適合証を掲示して下さい。

整備基準適合証（シンボルマーク）

「基本タイプ」を交付するための条件

高齢者，障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするために，公共的利用部分（多数の人の利用に供する部分）の構造及び設備に関して整備基準に適合している施設に交付します。

「優良タイプ」を交付するための条件

「優良タイプ」は，整備基準に適合している施設で，かつ視覚障がい者誘導用ブロック等，エレベーター，福祉型便房，車いす使用者用駐車場を整備している施設に交付します。